4　今後の進路について（例）

※中学卒業後の進路については入試条件が年度によって変更となる場合もありますので、ご確認ください。

保育所（園）・幼稚園・こども園・家庭　等

町立小学校

通常学級
- 通級指導教室

特別支援学級（自閉・情緒）

特別支援学級（知的）

※中学校へ進学時に再度、検査や面談等を行い、進学先を検討します。

町立中学校

通常学級
- 通級指導教室

特別支援学級（自閉・情緒）

特別支援学級（知的）

特別支援学校（小学部・中学部）

卒業後

普通高校

≪入試条件等≫
保護者の意思確認
合理的配慮の申請

特別支援学校（高等部）

≪入試条件等≫
志願前相談（必須）
知的障害
身体障害者手帳、療育手帳のいずれかの写し。又は専門医の診断書

《卒業後》※特別支援学校高等部卒業資格
※大学入試資格有「高卒資格」は無

高等特別支援学校
（陽明・中農・沖高特・南風原・やえせ）

≪入試資格≫
志願前相談（必須）
軽度の知的障害
療育手帳の写し又は専門医の診断書
※発達障害は対象外

専門学校等によって、高卒認定試験が必要

就職

大学

専門学校

就労
※障害者雇用促進法
（企業雇用者の2.5%）

令和６年度

就学支援について

北谷町教育委員会　学校教育課

TEL：982-7705

１　特別支援教育とは

障害のある子どもたちが将来にわたり自立した生活を送るのに必要な力を培うため、生活や学習上の困難を改善、克服するなど子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（中高一貫校）の通常学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する、全ての学校において実施されるものです。

２　沖縄県・北谷町の特別支援教育

（１）特別支援学校　学校教育法施行令第２２条の３の就学基準を参照してください。

学　校　名	障害種	所在地	電話番号
沖縄盲学校	視覚障害	南風原町字兼城	098-889-5375
沖縄ろう学校	聴覚障害	北中城村屋宜原	098-932-5475
はなさき特別支援学校	知的障害	北中城村屋宜原	098-989-0192
泡瀬特別支援学校	肢体不自由	沖縄市比屋根	098-932-7584
森川特別支援学校	病弱	西原町字森川	098-945-3008

（２）特別支援学級

町内公立小学校及び中学校において教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために設置された学級です。小集団の中で、障害の特性等に応じて特別な教育課程を編成し、指導方法を工夫し教育を進めていきます。また、教科や学校行事などの様々な機会に通常学級との交流が行われ望ましい人間形成が図られています。特別支援学級は、基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われますが、知的障害特別支援学級の場合は、子どもの実態に応じて特別支援学校の学習指導要領を参考として、特別の教育課程も編成できるようになっています。

◇教科指導（国語、算数、数学、理科、社会、生活科、図工、保健、体育、家庭科、技術、英語、道徳）
◇領域別等　総合的な学習　　特別活動　　自立活動
◇教科を合わせた指導　〇遊びの指導（小学校）生活単元学習　日常生活の指導　〇作業学習（中学校）

「特別支援学級の障害の程度」（障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について：25文科初第７５６通知）

区　分	障　害　の　程　度
弱視者	・拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
難聴者 北玉小★北谷小★桑江中	・補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
知的障害者 全小中学校	・知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で，社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由者 北玉小	・補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱者及び身体虚弱者 浜川小★第二小	・慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ・身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
言語障害者	・口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，その程度が著しいもの
自閉症 情緒障害者 全小中学校	・自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの ・主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のもの

（３）通級指導教室

①（LD/ADHD）【北谷・桑江中学校】学習障害や注意欠陥多動性障害等に応じ指導・支援する教室です。
②ことばの教室【北谷小学校、北谷第二小学校】言語に何らかの障害（構音の不明瞭，吃音、言語発達の遅れ等）のある幼児児童生徒を学校教育において指導・支援する教室です。
※北玉小、浜川小へは、担当教諭が派遣され、指導・支援を行っています。

（４）巡回相談員の派遣

町立小学校及び中学校へ巡回相談指導員が、訪問指導を行います。
・　授業参観を行い、児童生徒の様子や教師のかかわり方等の学習会を行います。
・　巡回相談指導員と保護者の教育相談　等を行います。

（５）公認心理士による発達相談　　TEL：982-7705

気持ちの切り替えが苦手、落ち着きがない、ことばがゆっくり等、発達が気になるお子様について、検査や発達相談等、保護者と共に支援方法の共有などを行います。ご気軽にご相談ください。

３　就学支援の流れ

教育相談
４月～６月
育て難さ、発育が遅く感じる、語彙が少ない、話が聞き取りにくい等、お子様の発達に気づきがある場合、教師や保育士、教育委員会、保健師等へご相談ください。

申請
６月末〆切
特別支援教育を希望する場合
◇　必要書類（実態調査票等）を提出し、申請します。
◇「療育手帳」や「専門医の診断書」をお持ちの方は写しを提出してください。
県立特別支援学校へ就学希望する場合やお子様の障害の種類によっては、「専門医の診断書」が必要となります。

心理検査等の実施
６月～７月
◇障害の状態を把握するため、心理士が保育所・幼稚園・小学校・中学校へ出向き、対象児及び生徒の心理検査を実施します。但し、１年以内に検査を受けたことがある場合は、検査結果の提出をお願いいたします。
◇検査は検査員と対象児のみで行いますが、場合によっては保護者の付き添いや、同席をお願いすることがあります。

教育面談
８月～９月
保護者、該当児、就学支援委員との、面談をおこないます。
令和6年度　面談日程　場所：ニライセンター
7月 29 日(月)・8月 1 日(木)・20 日(火)・22 日(木)　9月24 日(火)

審議・判定

判定通知
意見書の提出
10月～11月
判定結果が通知されます。結果を受け、教育委員会へ「保護者の意見書」を提出してください。
※判定結果についてご意見がある場合は、教育委員会にて面談を行います。

県への申請
１２月上旬
県立特別支援学校への就学は、県の就学支援委員会でも審議があります。
１月末頃に就学先の決定通知が届きます。

就学先の決定
２月
→ **４月　就学・進級**